

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から57年3月まで

昭和57年2月に結婚し、A町に転入した時、夫の両親が国民年金の加入手続をした。

結婚後は地区の納付組織で国民年金保険料を納付してきたが、結婚前の期間について社会保険事務所から未納通知が届いたので、昭和57年夏ごろ、両親と相談の上、両親の預金から未納通知額を引き出して、役場近くの郵便局でまとめて納付した。

納付した額は10万円くらいだったと記憶している。

申立期間を納付した記憶があるので、社会保険庁の記録では申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、社会保険事務所からの未納通知に従い昭和57年夏ごろ申立期間を過年度納付したと供述しているところ、社会保険事務所において、同年6月ごろに申立期間のうち55年4月から57年3月までの過年度分の納付書が発行されたと考えられ、57年7月までは当該期間に係る保険料の納付が可能である。

また、当該期間の国民年金保険料額は、申立人が納付したとする保険料額とほぼ一致する。

さらに、申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立人に保険料相当額を渡したとされる、申立人の両親も国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間は、57年7月時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、当該期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金保険料相当額を渡したとされる、申立人の両親は既に死亡しているため、当該期間における保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうち3か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月までのうち3か月
社会保険庁の記録では、昭和36年度の国民年金保険料のうち9か月分が納付済み、3か月分が未納となっているが、国民年金加入当初より、毎月、自治会の班長による国民年金保険料の集金が行われており、昭和36年度分のうち3か月分のみが、未納となっていることに納得がいかない。
当時の保険料額は、100円だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月に払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点において、申立期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、昭和36年度の保険料のうち9か月分を納付して申立期間の3か月分の保険料を未納のままにしておくことは不自然である。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と一致する。

加えて、A市においては、国民年金制度発足当時より納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことがA市により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月

申立期間当時、国民年金保険料は、2か月分ずつ集金人に渡していた。昭和43年12月7日に、同年11月及び同年12月の国民年金保険料を集金人に渡し、44年1月から国民年金任意加入資格の喪失を申し出ていた。

私の国民年金資格が昭和43年12月に喪失とされていることに、納得できない。

還付を受けた記憶もなく、保険料を納めた昭和43年12月は納付済みと記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和43年12月の国民年金保険料は、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳により、納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、昭和43年12月の保険料を納付する際に、44年1月から保険料額が上がることを聞き、同月から任意加入被保険者の資格を喪失する旨を申し出たと具体的に供述している。

さらに、申立人の特殊台帳において、喪失理由に「昭和43年12月死亡」との誤った記載が確認できるなど、適切な事務処理が行われなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所に申立人に係る還付整理簿は無く、申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳のいずれにも、申立期間の国民年金保険料を還付した記録が無く、申立期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
結婚後、夫の実家で、夫の両親と一緒に暮らしていた。当時、国民年金保険料は、地区の婦人会が毎月集金に来ており、私の国民年金保険料は、夫の両親と一緒に納付していたと義母から聞いている。義母が保険料を納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立期間の前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる義母は、申立期間を含めて、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人が当時居住していた地区には、国民年金保険料の納付組織が存在し、婦人会が集金を担当していたことが同地区婦人会が表彰を受けていることから確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和17年9月1日、資格喪失日は18年9月1日、B社における資格取得日は、同年9月13日、資格喪失日は19年3月29日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年9月から18年7月までは70円、同年8月から19年2月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年9月から18年3月ごろまで(A社)
② 昭和18年4月ごろから19年3月まで(B社)

A社に昭和17年9月から勤務し、A社を退職後すぐにB社に勤務した。B社には19年3月まで勤務しており、同年4月からは陸軍少年飛行学校に入隊した。申立期間について、厚生年金保険被保険者の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとのことだった。B社に勤務中、健康保険で病院治療をしたことを覚えており、被保険者であったことは間違いない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間のうち、昭和17年9月1日から18年9月1日までの期間及び同年9月13日から19年3月29日までの期間については、申立人と同姓同名で生年月日が3日異なる者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、A社及びB社は連続して記載されており、これは申立人が記憶している職歴と一致するとともに、申立期間と当該被保険者期間はおおむね一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和17年9月1日から18年9月1日までの期間はA社に勤務し、同年9月13日から19年3月29日までの期間はB社に勤務し、厚生年金保険の被

保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和17年9月から18年7月までは70円、同年8月から19年2月までは80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から同年12月1日まで

父が経営するA社に平成3年10月末日まで勤務していたが、独立し、同年11月1日からB社を設立し、A社の事業の一部と従業員4名を引き継いだ。B社事業主として、同年11月の給与から社会保険料を控除しており、当月分の保険料は、現金で社会保険事務所に納付したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、私を含めたB社の従業員全員が厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社経理担当者の供述により、A社から関連会社B社へ異動する際の申立人の勤務には、空白期間が無かったことを推認することができるとともに、申立人はA社事業主の子であり、B社の業務はA社の業務を引き継いだものであることから、B社設立当初の時期である申立期間において、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年12月1日とされている上、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年12月19日に提出されていることから、申立期間において、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者であったと推認することができる。

さらに、B社事業主である申立人が社会保険事務所の指示に基づき納付したとする保険料額は、A社に係る標準報酬月額に基づき算出された保険料額と一致していることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料は、A社に係る平

成3年11月の保険料として納付されたことを推認することができるとともに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からB社に異動したすべての被保険者において被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主がA社における資格喪失日を平成3年12月1日とすべきところ、同年11月1日として、届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から同年12月1日まで

義父が経営するA社に平成3年10月末日まで勤務していたが、夫がB社を設立し、A社の事業の一部を引き継いだことに伴い、同年11月1日から、B社に入社した。11月の給与から社会保険料が控除されており、厚生年金保険料を納付しているはずだが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社経理担当者の供述により、A社から関連会社B社へ異動する際の申立人の勤務には、空白期間が無かったことを推認することができるとともに、A社とB社は、事業主が親子関係にあり、B社の業務もA社の業務を引き継いだものであることから、B社設立当初の時期である申立期間において、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年12月1日とされている上、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年12月19日に提出されていることから、申立期間において、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者であったと推認することができる。

さらに、B社事業主が社会保険事務所の指示に基づき納付したとする保険料額は、A社に係る標準報酬月額に基づき算出された保険料額と一致していることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料は、A社に係る平成3年11月の保険料として納付されたことを推認することができるとともに、申立人は、

事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からB社に異動したすべての被保険者において被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主がA社における資格喪失日を平成3年12月1日とすべきところ、同年11月1日として届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務していたが、A社事業主の子が、B社を設立したことに伴い、平成3年11月1日から、B社に入社した。11月の給与から社会保険料が控除されており、厚生年金保険料を納付しているはずだが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、A社から関連会社B社へ異動する際の申立人の勤務には、空白期間が無かったことを推認できるとともに、A社とB社は、事業主が親子関係にあり、B社の業務もA社の業務を引き継いだものであることから、B社設立当初の時期である申立期間において、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年12月1日とされている上、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年12月19日に提出されていることから、申立期間において、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者であったと推認することができる。

さらに、B社事業主が社会保険事務所の指示に基づき納付したとする保険料額は、A社に係る標準報酬月額に基づき算出された保険料額と一致していることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料は、A社に係る平成3年11月の保険料として納付されたことを推認することができる。申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からB社に異動したすべての被保険者において被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主がA社における資格喪失日を平成3年12月1日とすべきところ、同年11月1日として、届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務していたが、A社事業主の子が、B社を設立したことに伴い、平成3年11月1日から、B社に入社した。11月の給与から社会保険料が控除されており、厚生年金保険料を納付しているはずだが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、A社から関連会社B社へ異動する際の申立人の勤務には、空白期間が無かったことを推認することができるとともに、A社とB社は、事業主が親子関係にあり、B社の業務もA社の業務を引き継いだものであることから、B社設立当初の時期である申立期間において、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年12月1日とされている上、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年12月19日に提出されていることから、申立期間において、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者であったと推認することができる。

さらに、B社事業主が社会保険事務所の指示に基づき納付したとする保険料額は、A社に係る標準報酬月額に基づき算出された保険料額と一致していることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料は、A社に係る平成3年11月の保険料として納付されたことを推認することができるとともに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からB社に異動したすべての被保険者において被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主がA社における資格喪失日を平成3年12月1日とすべきところ、同年11月1日として、届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務していたが、A社事業主の子が、B社を設立したことに伴い、平成3年11月1日から、B社に入社した。11月の給与から社会保険料が控除されており、厚生年金保険料を納付しているはずだが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、A社から関連会社B社へ異動する際の申立人の勤務には、空白期間が無かったことを推認することできるとともに、A社とB社は、事業主が親子関係にあり、B社の業務もA社の業務を引き継いだものであることから、B社設立当初の時期である申立期間において、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年12月1日とされている上、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年12月19日に提出されていることから、申立期間において、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者であったと推認することができる。

さらに、B社事業主が社会保険事務所の指示に基づき納付したとする保険料額は、A社に係る標準報酬月額に基づき算出された保険料額と一致していることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料は、A社に係る平成3年11月の保険料として納付されたことを推認することができる。申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からB社に異動したすべての被保険者において被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主がA社における資格喪失日を平成3年12月1日とすべきところ、同年11月1日として、届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年3月まで

私が東京で学生生活をしていて昭和42年当時、A市のB地区婦人会では、20歳になった者から強制的に国民年金保険料の徴収を行っており、私の母は婦人会の役員をしていたため、収入が無い私の国民年金保険料を乏しい母の収入から納付していたと聞いている。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和42年6月から46年3月までの期間は、国民年金に未加入とされており、母が婦人会を通じて保険料を納付していた記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の母親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月以降にA市で払い出されており、申立期間において、申立人は学生であり、任意加入期間となるため、さかのぼって、国民年金への加入、保険料の納付ができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

昭和47年ごろ、A市役所から国民年金保険料未納期間等について保険料の納付を勧める連絡があり、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所内の銀行出張所で納付した。その時、納付できる分はすべて納付したと思っていたので、国民年金の免除期間があることに納得ができない。

国民年金加入手続、保険料納付は、すべて夫に任せており、納付期間・納付金額等は聞いていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫は死亡しており、申立期間の申立人夫婦の保険料納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦は、昭和47年ごろ、納付可能な国民年金保険料はすべて納付したと申し立てており、国民年金保険料の未納期間及び免除期間について、同時期に特例納付及び追納をしたとの申立てであると考えられるが、特例納付した47年6月には、申立期間の一部は追納が可能である10年を経過し、追納できない期間である。

さらに、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況は一致しており、申立人の夫についても申立期間は、国民年金保険料の免除期間とされており、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

昭和47年ごろ、A市役所から国民年金保険料未納期間等について保険料納付を勧める連絡があり、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所内の銀行出張所で納付した。国民年金保険料の納付期間、保険料額等については記憶に無いが、その時、納付できる分はすべて納付したとっていたので、免除期間があることに、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたとする申立人は死亡しており、申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の申立人夫婦の保険料納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦は、昭和47年ごろ、納付可能な国民年金保険料はすべて納付したと申し立てており、国民年金保険料の未納期間及び免除期間について、同時期に特例納付及び追納をしたとの申し立てであると考えられるが、特例納付した47年6月には、申立期間の一部は追納が可能である10年を経過し、追納できない期間である。

さらに、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況は一致しており、申立人の妻についても申立期間は国民年金保険料の免除期間とされており、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで
昭和 37 年 1 月から 38 年 12 月まで、親類の紹介で A 事業所の輸送部門で運転手の助手をしていた。A 事業所で勤務している写真もある。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 事業所は平成 2 年に B 社と合併しているが、B 社の総務部門の管理を委託されている C 社が保管している A 事業所の昭和 37 年度臨時工索引別名簿により、申立人が昭和 37 年 1 月 17 日から同年 8 月 31 日まで A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同名簿に記載されている男性従業員 24 名のうち、厚生年金保険加入者は 9 名であり、うち 7 名は C 社が保管する A 事業所の本工索引名簿において本工として採用された時期と前後して厚生年金被保険者資格を取得していることが確認でき、A 事業所では本工採用を基準として、一定期間勤務した者について、厚生年金保険の資格取得手続きを行っていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「A 事業所に入社してから最初の 1 年間は見習い期間であり、1 年後に本工採用となったところに、厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しているところ、当該同僚は昭和 35 年 6 月に入社後、A 社での厚生年金保険加入は 36 年 6 月 1 日となっている。

加えて、C 社の現在の総務担当者は、当時の A 事業所の厚生年金保険の加入状況について、「A 事業所では、臨時工で採用して約 1 年後に本工採用になり、本工採用になる前後に、厚生年金保険の資格取得をしている者が多かったよう

だ。」と供述している。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月5日から5年3月29日まで
平成3年3月31日にA中学校を定年退職し、同年4月5日から6年3月29日までの3年間、B中学校の講師として勤務した。

平成5年4月1日から6年3月30日まではC教育事務所において、厚生年金保険に加入しており、3年4月5日から5年3月29日までについて厚生年金保険の加入期間に空白があることは考えられない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B中学校及びD県教育委員会の在職証明書並びにB中学校が保管する人事記録から、申立人がB中学校に当該申立期間、臨時的任用の常勤講師として勤務していたことを確認することはできる。

しかしながら、公立学校共済組合E支部が保管する組合員記録によると、申立人は共済組合の健康保険である任意継続組合員資格を平成3年4月1日に取得し、5年4月1日に喪失していることから、申立期間において、政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入し、別途、保険料を控除されていたとは考え難い。

また、B中学校を所管するC教育事務所は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人と同時期に教職員を退職し、常勤講師としてB中学校に勤務した申立人の同僚もB中学校での厚生年金保険加入記録が無く、当該元同僚は、「平成3年度から6年度まで五つの公立中学校の常勤講師であったが、厚生年金保険加入は5年度のみである。」と供述している。

このほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての供述等は得られず、申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる

関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 25 日から 63 年 4 月 1 日まで
昭和 42 年に A 社に入社して平成 7 年 6 月の廃業まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、59 年 9 月 25 日から 63 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いとされており、納得できない。当然、厚生年金保険の加入記録があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 59 年 9 月 25 日に資格喪失とされ、同年 9 月 26 日に被保険者証回収と記録されているところ、A 社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は同日付で夫の扶養家族となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで国民年金の第 3 号被保険者となっている。

さらに、A 社は廃業しており、元事業主も当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

それまで在籍していたD会から派遣されてC県庁内のC県青果物協会に勤務した。政府の統制下にあった青果物や漬物（加工品）の生産や配給の指導、生産物の検査などをした。その後、E組合へと名称変更したD会へ戻った。C県青果物協会に在籍した昭和 22 年 3 月 1 日から 23 年 9 月 1 日までの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所の名称についての記憶は曖昧であるが、C県庁が保管する職員録等から申立事業所は、B協会（社会保険事務所の記録上は、A協会）であると考えられるところ、申立事業所がC県庁農務課内にあったとする申立人の記憶等から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A協会は既に廃業しており、貸金台帳等の当時の書類は保管されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、A協会は昭和 26 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、適用後のA協会の被保険者名簿にも申立人は記載されていない。

さらに、申立人は申立期間当時、健康保険証や厚生年金保険被保険者証を所持した記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 29 日から 48 年 12 月 26 日まで
昭和 47 年 10 月 29 日から 48 年 12 月 25 日まで A 社に勤務した。

社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険加入記録が無いとのことであるが、A 社では正社員として護岸工事用ケーソンを製造する作業に従事した。

給与明細書等は所持していないが、雇用保険も加入しているので、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和 47 年 10 月 29 日から 48 年 12 月 25 日まで A 社にて勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の勤務状況が確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、A 社の管轄社会保険事務所の記録によると、同事業所は厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない。

さらに、商業登記簿によると、A 社は、昭和 49 年 7 月 18 日に有限会社として設立されていることが確認でき、申立期間当時は個人事業所であったと考えられる上、62 年 11 月に就任している A 社の元取締役は、「昭和 54 年ごろから A 社に勤務していたが、当時から A 社は社会保険には加入していなかった。」と供述しているところ、当該取締役の A 社での厚生年金保険加入記録は確認できず、申立期間中国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間中国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、当時の同僚の供述も得ることができず、申立てに係る事実を確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から 53 年 1 月 25 日まで
昭和 45 年 2 月から 53 年 1 月 25 日まで A 組合に勤務していた。社会保険事務所に照会したところ、52 年 6 月から 53 年 1 月までの期間が厚生年金保険に未加入とされていた。A 組合に継続して勤務していたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A 組合の事務を引き継いだ B 社が保管している申立人に係る労働者名簿及び C 事業団への退職金請求書の送付状において、申立人の A 組合の退職は、昭和 52 年 5 月 31 日とされている上、雇用保険加入記録の離職年月日も同日とされており、A 組合の退職時期を申立人が誤認している可能性がうかがわれる。

また、B 社は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、ほかに申立人が申立期間において A 組合に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する A 組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 52 年 6 月 1 日資格喪失とされており、これ以降に申立人が被保険者資格を再取得したことをうかがわせる記載は無く、申立期間に係る同原票の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 26 日まで
昨年、年金問題が大きく取り上げられたことから、今年の 1 月に社会保険事務所で自分の年金を調べてもらったところ、A社に勤めている期間について、脱退手当金をもらっていると言われた。脱退手当金という制度も知らなかったし、当時、社会保険事務所にも行ったことはないので、脱退手当金をもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職したのは、通算年金制度が始まっていた時期であるが、申立人は国民年金の強制加入対象者であるにもかかわらず、昭和 42 年 7 月に国民年金に加入するまで国民年金に未加入である上、申立人は、「A社の退職時には次に勤務したB社の存在は知らなかった。」と供述していることから、A社退職時点でB社に継続して勤務する意思はうかがえず、年金加入期間をつなぐ意識があったとは考え難い。

また、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間であるB社における厚生年金保険被保険者記号番号は、A社における同記号番号とは異なっており、脱退手当金の受給により、B社において新たな同記号番号が払い出されたものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 8 日まで
昭和 28 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 8 日までの期間、A社で勤務した。結婚の為に退職したが、脱退手当金について会社から何も説明を受けていない。脱退手当金を昭和 39 年 7 月 3 日に受給したことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失月である昭和 39 年 5 月の前後 2 年以内に資格喪失した者であって、2 年以上の被保険者記録がある者 12 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 12 名全員に支給記録があり、そのうち 11 名は資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 7 月 3 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、B社に勤務していた厚生年金保険の加入期間については、昭和 50 年 3 月 25 日に脱退手当金を受給済みとのことだが、私は受給していない。社会保険庁のオンライン記録では、私の名前の読みが「D」となっているが、私の名前の読みは「E」で、他人の名で受給するはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の後に、B社と同じ社会保険事務所管轄のC社に勤務しているが、B社及びC社それぞれの厚生年金保険被保険者期間は、別の記号番号が払い出されており、B社とC社の厚生年金保険記号番号が異なるのは、脱退手当金の受給をしたためと考えるのが自然である。

また、申立人は、F共済組合に係る退職一時金の受給を認識しており、同共済組合が保管する「退職一時金請求書」において、退職後すぐに請求し、支給決定されていることの確認ができるが、申立期間の脱退手当金についても資格喪失から約3か月後に支給されていることから、資格喪失時に脱退手当金を受給する意思を持って請求していた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和 50 年 3 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。